

グローバル時代における ICT 政策関するタスクフォース
電気通信市場の環境変化への対応検討部会
「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」(第9回会合)
議事要旨

1. 日時

平成 22 年 11 月 18 日 (木) 11:00~12:05

2. 場所

総務省 7 階 省議室

3. 出席者 (敬称略)

(1) 構成員

徳田主査、服部主査代理、伊東構成員、岩浪構成員、大森構成員、藤原構成員、横澤構成員、林構成員

(2) 総務省

平岡総務副大臣、桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、前川総務課長、渡辺電波政策課長、田原移動通信課長、野水電波政策課企画官、豊嶋移動通信課推進官

4. 議事

(1) 意見交換

(2) その他

5. 配布資料

| 資料番号 | 資料内容 |
|----------|----------------------------------|
| 資料 9 - 1 | 700/900MHz 帯の割当に関する関係者の主な意見 |
| 資料 9 - 2 | 700/900MHz 帯割当検討モデル案の技術的実現性の検討結果 |
| 資料 9 - 3 | ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数確保等に関する論点 |
| 参考資料 | 我が国の移動通信トラヒックの現状 |

6. 議事要旨

(1) 平岡総務副大臣あいさつ

(2) 意見交換

(ア)関係者からのヒアリング状況の報告

豊嶋移動通信課推進官より、資料 9-1 に基づき、700/900MHz 帯の割当に関する関係者の主な意見について説明が行われた。

(イ)700/900MHz 帯割当検討モデル案の技術的実現性の検討結果の説明

田原移動通信課長より、資料 9-2 に基づき、情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等周波数有効利用方策委員会における 700/900MHz 帯割当検討モデル案の技術的実現性の検討結果の説明について、説明が行われた。

(ウ)ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数確保等に関する論点の説明

豊嶋移動通信課推進官より、資料 9-3 に基づき、ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数確保等に関する論点について説明が行われた。

(エ)事務局からの説明を踏まえて、次のような意見があった。

【今後の電波利用の展望及び周波数確保に向けた具体的取り組みについて】

- ✓ 電波利用の重要性、社会、経済的な重要性というのを再確認してこの後の論点につなげていくべきである。例えば、アジア、パシフィックの領域まで考慮した市場規模や、災害、社会福祉等への社会・経済的に大きな影響があるのではないかな。
もうひとつは、2012年、2015年という、特に短期間のゴールに向けて何をすべきかを十分留意して、適切な方針を明確に出すべきである。
- ✓ スマートフォンの急速な普及及びホワイトスペースへの期待が非常に大きいので、双方の活用を考慮してもらいたい。
- ✓ 電波利用を取り巻く状況が需要も含めて大きく変わっていく可能性があると思定されるため、毎年行われる電波の利用状況調査及び周波数アクションプランの中においても進捗管理や目標設定を定期的に見直していくこと等を適切に行うということが必要なのではないかな。
- ✓ ワイヤレスブロードバンドを国内だけでなく、海外への展開を意識して、これを一層活性化していくということが日本の産業の根本の創生になるのではないかな。そのためには、周波数に関する国際的な協調を含めた、国を挙げた政策、あるいは産業に対する支援を検討していくことが必要である。
- ✓ 電波利用の需要の増加は、それだけユーザが増えているということだから、周波数を再編するスキームを作成する上で、特に利用者利便の促進という観点が非常に大事である。そのような観点から、オークションについては、価格が高騰して利用料が高くなることや、多額の投資のために事業者が倒産する等、すべてユーザの負担になるという恐れがあり、このようなことからユーザをいかにして守るかが重要である。
同様に、既存のサービスを移行する場合においても、既存サービスのユーザを守る

ような移行の基本方針を明確にする必要がある。

【700/900MHz 帯における周波数帯の確保について】

- ✓ 700/900MHz 帯をペアで使用するのか、それともそれぞれの周波数帯域の中でペアを作るのかという案については、事業者ヒアリング等から得られた意見を併せると、それぞれの周波数帯域でペアを組むというやり方が適切なのではないか。また、技術的検討においても、700MHz 帯と 900MHz 帯の移行のための利用環境が整う時期が少しずれそうだということが議論されていることから、その 1 の案のように大きなペアリングをすることになると、すべてのサービスの開始を 2015 年まで待たないといけないという状況も可能性として考えられるため、やはり 700MHz 帯と 900MHz と独立したペアリングを優先して考えるべきである。
- ✓ 700MHz 帯と 900MHz 帯は様々な状況が違うためということ及びそれと国際的な整合性を考えると、まず 900MHz 帯、それから次に 700MHz 帯と、それぞれの周波数帯域の中で、ペアで利用する形が望ましい。
- ✓ 700MHz帯と900MHz帯について、仮に実際の導入時期が異なっても、参入希望者の要望にもあるが、例えば900MHz帯は2012年、700MHz帯は2015年にサービスを開始する等、全体の再編方針として一つの目安は出すべきである。
- ✓ 700MHz帯において、テレビブースターへの影響を排除するために、下りの周波数は770MHz以上が適当ではないか。
- ✓ FPU、ラジオマイク等の既存システムを移行する際にも、新しい新技術を含めて、より周波数利用率が高くて、かつ、精度が良くなるような技術開発を踏まえて移行するというのが望ましいのではないか。一方で、研究開発期間が長期にまたがるものは、望ましくないので、研究開発や検証の実施体制を構築することが必要である。
- ✓ RFIDを移行するに当たり、国際的な周波数の割当の整合性を考慮して、915～925MHz という割り当てが望ましい。

RFIDは、今後スマートメーター等の需要がこれから急速に拡大していくのではないか。このため、周波数のハーモナイズという形で、米国で採用されている周波数帯、さらには欧州が採用しようとしている周波数帯に日本があわせ、早期に移行したほうが、今後の国際競争力強化の観点からもよいのではないか。

RFIDについては、周波数を移行する幅が大きくなる場合は、タグを交換する必要性が発生する可能性があるため、実際に使用されている現場での混乱がないように十分な

手当が必要である。

- ✓ MCAにおいては、現在1.5GHz帯に周波数の移行、あるいはデジタル化の作業が行われているが、今後さらに800MHz帯の中でも移行が行われるように、コストが少なく、移行期間が短くなるような具体的な移行の実施計画を立てる必要がある。

MCAは、現在、地方自治体が防災無線の代替等、公共的な用途で使用しており、ユーザの数としては携帯電話に比べると非常に少ないが、その重要性及び防災の観点から引き続きサービスを期待したい。

MCAについては、長期的に新しい技術を今後どのように投入していくか、周波数利用効率をあげることも含めて、長期的な展望が必要である。

- ✓ パーソナル無線については、無線局数は非常に減少しているが、まだ一定の免許期間がある状況で、周波数の確保のために、場合によっては早期に免許の廃止の検討も含めて移行を促進するべきではないか。

【ワイヤレスブロードバンド実現を図るために取り組むべき方策】

- ✓ 迅速な周波数再編のため、技術的な検討の結果、一時的に共用が可能であれば、既存のシステムが全部移行を完了する前でも、共用条件を満たした所から新規の事業を開設することを可能にするような措置がとれるよう検討していただきたい。

- ✓ 取り組むべき方策として、なるべく行政が関わらずに、市場原理、あるいは市場原理から出てくる当事者間の自主的な、相対による協議を行うことが大原則ではないか。その上で円滑な周波数移行のために、行政が果たすべき役割を明確にすることが重要である。

例えば、1つ目として、研究開発、技術開発についてですが、民間では、市場規模が小さい等、新技術開発のインセンティブが発生しにくい領域も存在するため、国が研究開発、技術開発を推進する必要がある。

2つ目としては、進捗状況を検証すること。周波数移行がどの程度進んでいるか、あるいは費用が適切に受け渡しされているか、そういったものを検証する役割が必要であり、やはり行政そのものではないかもしれないが、公的な第三者によるチェックを受けるような仕組みを作るべきである。

特に、一番大切なのが、調整の部分であり、今後、10年間の周波数移行のプランを明確に作ることや、当事者間の協議が不調なときには、何らかの形でサポートすることが必要ではないか。

- ✓ 周波数移行を速やかに実施する上で、参入事業者の方々が移行費用を確実に負担し

ていただくというスキームを取るべきである。ここが非常に審査の上で重要なポイントではないか。

また、新しい移動通信市場を創ると同時に、例えば放送技術の革新へも繋がるというような移行をするのが適切ではないか。

- ✓ 周波数の移行に際しては、参入事業者が負担する費用の範囲が青天井にならないよう、また、移行の最終期限等、協議が不調に終わった場合の行政の関与等を総合的に勘案した、円滑な移行に向けた法的なコミットメントが必要である。
- ✓ 周波数を移行する際に必要となる新システム導入のための研究開発及び検証費用を新規参入者が負担するのか、あるいは電波利用料等を用いて国が負担をするのかについての考え方もまとめていく必要がある。

(オ) 主査からの今後の取りまとめ案作成に対する提案

徳田主査から今後の取りまとめ案作成について、本会合で出た意見を踏まえて、主査が作成することが提案され、了承された。なお、作成に当たっては、技術的検討の関係から、服部構成員に協力を得ることが提案され了承された。

(3) 平岡総務副大臣あいさつ

(4) 今後の予定

次回会合については、おって事務局より連絡することとなった。

以上